

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	該当条項		
1	東武トップツアーズ株式会社 豊橋支店 支店長 藤井 陽一  豊橋市藤沢町141	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日付けで公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。		要領第3号  運用基準第4条	1. 5か月  令和6年6月18日～ 令和6年8月1日	物品の買入れ・委託業務等 (旅客業、映画等製作・広告・催事、外国語、その他の業務委託等、コンピュータサービス、調査委託、保険業、審査業務)
2	名鉄観光サービス株式会社 中部営業本部 取締役中部営業本部本部長 浅田 淳  名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日付けで公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。  当該事実を知った日から (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	要領第3号	3か月  令和6年6月18日～ 令和6年9月17日	物品の買入れ・委託業務等 (旅客業、映画等製作・広告・催事、調査委託、外国語、その他の業務委託等、贈答用品、保険業、建物等各種施設管理、運搬・保管等、リース・レンタル)
3	株式会社JTB 豊橋支店 支店長 藤澤 靖彦  豊橋市駅前大通3-60豊橋イーストビル3階		豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。			物品の買入れ・委託業務等 (旅客業、映画等製作・広告・催事、調査委託、コンピュータサービス、出版・製本、その他の業務委託等、建物等各種施設管理、外国語、食料品、贈答用品)
4	近畿日本ツーリスト株式会社 三河支店 支店長 眞殿 卓治  岡崎市康生通南3-11岡崎東ビル3階	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日付けで公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けたため。		要領第3号  運用基準第4条	1. 5か月  令和6年6月18日～ 令和6年8月1日	物品の買入れ・委託業務等 (旅客業、調査委託、映画等製作・広告・催事、その他の業務委託等、外国語、コンピュータサービス、建物等各種施設管理)